

第7章 知的財産と標準化

近年特許と標準の距離が近づいているといわれる。どのような背景で、両者の距離が近づき、その結果何が起きているのか、本章では、標準化専門家として知っておくべき知的財産に関する知識を学ぶ。具体的にはパテントポリシーについて、歴史、機能、限界など、パテントプールの効能、事例、問題点、ホールドアップを防止または解決する策として、特許法や独禁法がどのような役割を果たせるかなどを整理すると同時に、独禁法と標準化の関係についてもみる。

なお、近年、JIS規格等においても著作権の存在が注目されるようになった。JIS規格は国家規格であり、国（主務大臣）が制定・改正することからその著作権の存在について種々の議論があるところである。近年は、JIS規格の原案作成についても民間の原案作成団体が積極的な役割を果たしつつあることから、規格における著作権に関する考え方も変化が生じているところである。これについても本章で言及する。

第1節 知的財産と標準化の関係

1. 知的創造活動と標準化活動の役割

(1) イノベーションにおける知的創造と標準化の役割

標準化とは「単純化」の作業である。放置しておくで徐々に複雑化していくものに対し、何らかのエネルギーを投入して、その複雑さを減少させるのが「標準化」活動である。この活動は決して技術分野のみに必要なものではない。社会を律するルール作りも標準化のひとつだし、コミュニケーションの手法として標準化された成果物が言語である。このように、標準化とは社会経済のあらゆる分野で自然に、または人工的に行われている。

これに対し、知的創造活動は、標準化活動とは逆のベクトルを持つ活動である。世界中で様々な知的活動が行われ、新しい知識が生まれ、それが使われているが、このため活発な知的活動は、社会・経済を複雑化させる強い牽引力をもっている。しかし、知的活動の成果である知識の全てが利用されるわけではない。利用者が受け入れる新たな知識は、その効用により評価され、選択され、利用の集中が起こる。この課程は、まさに標準化の課程である。そして、主流となった知識からは、また新しい知識が数多く生み出されることになる。これがイノベーションサイクルである。

つまり、知的活動と標準化活動は、イノベーションプロセスの推進力となる両輪ということができる。これは、生物における、突然変異による複雑化と、その中での自然淘汰による選択の繰り返し、つまりダーウィンの「進化」の根幹となるシステムと全く同じ構造ということができよう。それ故に、標準化の専門家は、知的財産の生産と普及に関するルール、その中でも知的財産法について十分に理解し、標準化活動を進める必要がある。

(2) 知的財産法と標準化の関わり

知的財産権法とは、特許法、商標法、意匠法などの工業所有権関係法や、著作権法など、人間の知的活動によって生産された無体物の権利を守り、その普及を促すための法律である。これらの法律それぞれについては、個別に多くの解説書が存在するため、ここでは論じず、標準化活動を行ううえで、知的財産法との関係が重要となる場合について、特許法を例に取り検討する。それは、標準化される技術の中に、特許技術が包含される場合である。

1970年代、デジュール標準化の多くが、市場が様々な技術の中から一つの技術を選んだり、選ばれた後にその技術を公的標準としてオーソライズしていた、いわゆる事後標準の時代は、まさに市場による「自然淘汰」が行われていた時代であった。そして、その時代は、知財生産活動と標準化活動の間には大きなタイムラグがあり、知的財産の存在が標準化活動に影響を与えることは殆ど無かった。しかし最近、技術進歩とその普及速度が速まり、同時に製品技術が益々複雑化する中で、知的財産と標準化とが交錯する事例が増加し

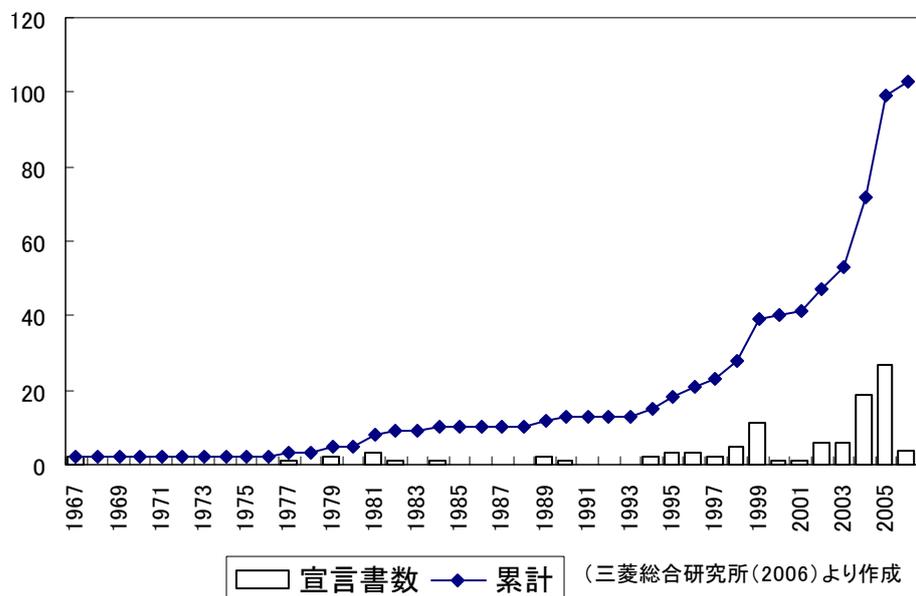
ている。

(3) 技術の変化が与えた影響

技術進歩が高速化しているために、これまで市場が決まった後に標準を定める事後標準より、市場が立ち上がる前に標準を決める事前標準の必要性が高まっている。このため、標準化される技術は最新の技術となり特許等の制度により保護された知的財産を含む可能性が高まっている。同時に製品技術が複雑化しているために、その標準がひとつにならず、結果的にマルチスタンダードが増加することと並行して、それらの標準に複数の企業の技術が包含されることが多くなり、特許を包含する規格が増加することとなっている。

図 7-1 は、国際標準化機関のひとつである IEC において規格を作成する際に、後述するパテントポリシーに沿って、各社が規格中に各社の特許が存在することを宣言した「宣言書」が提出された数の推移である。これを見ると、特許が含まれる規格が近年増加していることが分かる。IEC は電気関係の国際標準化を担う機関であり、こういった特許問題が最も早く顕在化した場所である。図 7-1 を見ても分かるように、まだ標準化機関において特許の議論が開始される前の 1967 年に最初の特許宣言書が提出されている。これに対し、ISO、ITU-T では、1980 年以降に特許宣言書の提出が見られはじめており、IEC における特許問題顕在化の早さが目立つ。

図 7-1:IEC における宣言書提出数の推移



2. 知的財産と標準化の交錯

(1) ライセンス拒否による市場独占

特許権は排他独占権を認めているのに対し、規格は基本的に誰でも利用することの出来る公共財でなければならない。このため、この両者が両立することは、本来ならあり得ない。規格中に包含された特許権の排他独占権を特許権者が主張する場合、その規格は非公共財となる。

このようなことが起こらないように整備されたのがパテントポリシー(後述)ではあったが、パテントポリシーの運用が曖昧であった時代には、規格中の特許ライセンスを制限し、規格技術の利用を独占する企業が現れることもあった。欧州の携帯電話規格である GSM がこの例として有名である。

(2) 規格作成の妨害

特許と標準化を巡る問題は、通信機器を中心とした世界で多く発生している。それは、通信機器が、機器の相互接続のために「最新技術で標準化」しなければならない宿命を負っており、そこに包含されるプロトコルや画像圧縮等のソフトウェアの標準化が必須となっているためといえよう。

更に、技術開発・製品開発における国際競争が激化したことによる特許許諾の厳格化、いわゆるプロパテント化の動きが世界的潮流となった時期に、特許権者が特許のライセンス等に関し、以前ほど寛容でなくなってきたことも、このような流れを強くした。同時に進められたパテントポリシーの整備により、徐々に GSM のような標準化された技術を独占するような事例は発生し難くなってきたが、このプロパテント化の動きの中で標準原案に含まれる特許について、他社の使用を許諾しないと宣言することで標準の策定が中断する事例が生じた。

このような規格作成の妨害は、パテントポリシーの整備が進んだ現在でも頻発しており、規格作成における自社技術組み入れ交渉テクニックの一部として定着しつつある。

(3) ホールドアップの発生

このような規格作成時における問題に加え、いわゆる「ホールドアップ」と呼ばれる問題が発生している。ホールドアップとは、標準として策定された後に、当該技術に自社の特許が内包されるとして、高額な特許使用料を要求する事例であり、ビジネスモデルの変化により製造業でない特許権者がホールドアップを行う事例もあり、これまでのクロスライセンス方式による対応が困難で大きな問題となっている。

表 7-1 は、画像圧縮に関する代表的標準である JPEG と、MPEG 関係の標準について、それぞれの特許宣言書の提出数を纏めたものであるが、このように技術によっては、多いものでは千社近い特許が一つの標準技術中に含まれていることがあり、標準に含まれる特許を把握することが非常に困難な作業であることがわかる。さらに図 7-2 は、ITU-T における特許宣言書の提出累計のグラフだが、これを見ると、標準作成議論の参加メンバー以

外が有する特許が標準に含まれる例が徐々に増加しつつあることも分かる。このような環境下において、今後もホールドアップ事件が発生するのではないかという不安は、先進的標準利用者の共通したものとなっている。

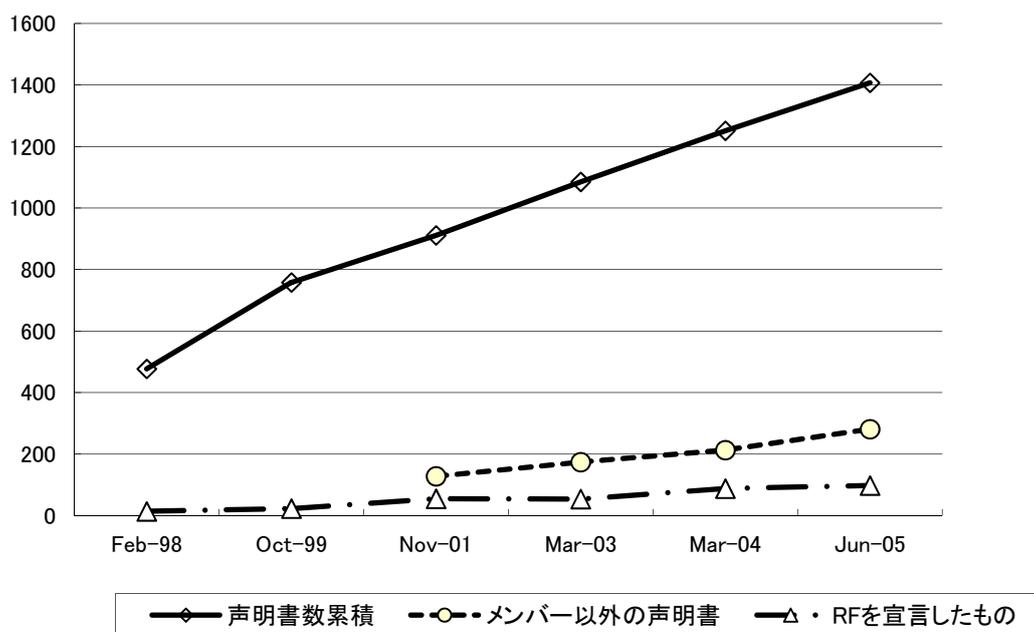
表 7-1: JPEG、MPEG 関連宣言書数

Domain	集計
JPEG	20
JPEG 2000	12
MPEG-1	98
MPEG-2	144
MPEG-4	861
MPEG-7	152
記述無し	4
総計	1291

出典：三菱総合研究所 2006

昨今、パテントとロールと呼ばれる、企業の休眠特許を発掘し、その特許権を侵害する企業へ多額の賠償請求を行う活動が活発化しており、これも標準技術におけるホールドアップを増加させる要因として重大な問題となりつつある。

図 7-2: ITU-T における宣言書提出数（累計）



出典：ITU 資料

(4) RAND 違反

このように標準化における特許の取り扱い、様々な紛争事例を解決しつつ着実に進展しているが、製品技術が高度化し、一つの製品に多くの社の多くの技術が含まれる事例が増えたこと、製品の製造を行わず、特許のライセンス収入を本業とする企業が増加しつつあること、パテントトロールといわれる特許訴訟が増加しつつあることなどから、新たな問題も発生している。その代表的な例が、標準化活動に積極的に参加し、保有特許の RAND 条件でのライセンスについても合意していたにも関わらず、実際の契約においてそのライセンス条件が RAND であるかどうか問題となるものである。

これは、パテントポリシーにおいて、RAND 以上の細かい条件を定めていないことに起因する問題であるが、それについては、第2節パテントポリシーの項において解説する。

3.交錯を解決する考え方

(1) ライセンサーとライセンシー

標準化された技術に特許等が含まれる場合、その得失はライセンサーとしての観点と、ライセンシーとしての観点の両面から見る必要がある。ライセンサーとしては、自社が保有する特許等を含んだ技術を標準化することで、市場が拡大した後に多くの利益を得たいと考えるのが一般的であろう。また、ライセンシーは、標準化された技術を出来るだけ安く使いたいため、他社の特許等が包含されない方が望ましいし、例え包含されたとしても、出来るだけ安いライセンス料で使えるものであるべきと考えるのが一般的だ。実際のビジネスでは、ライセンシー、ライセンサーともに、これほど単純な思考ではないが、それは後述することとし、ここでは、ライセンス料で利益を上げたいライセンサーと、ライセンス料を払いたくないライセンシーとの間のバランスを取るために様々な仕組みが準備されている。これらの仕組みを一覧としたのが、図 7-3 である。

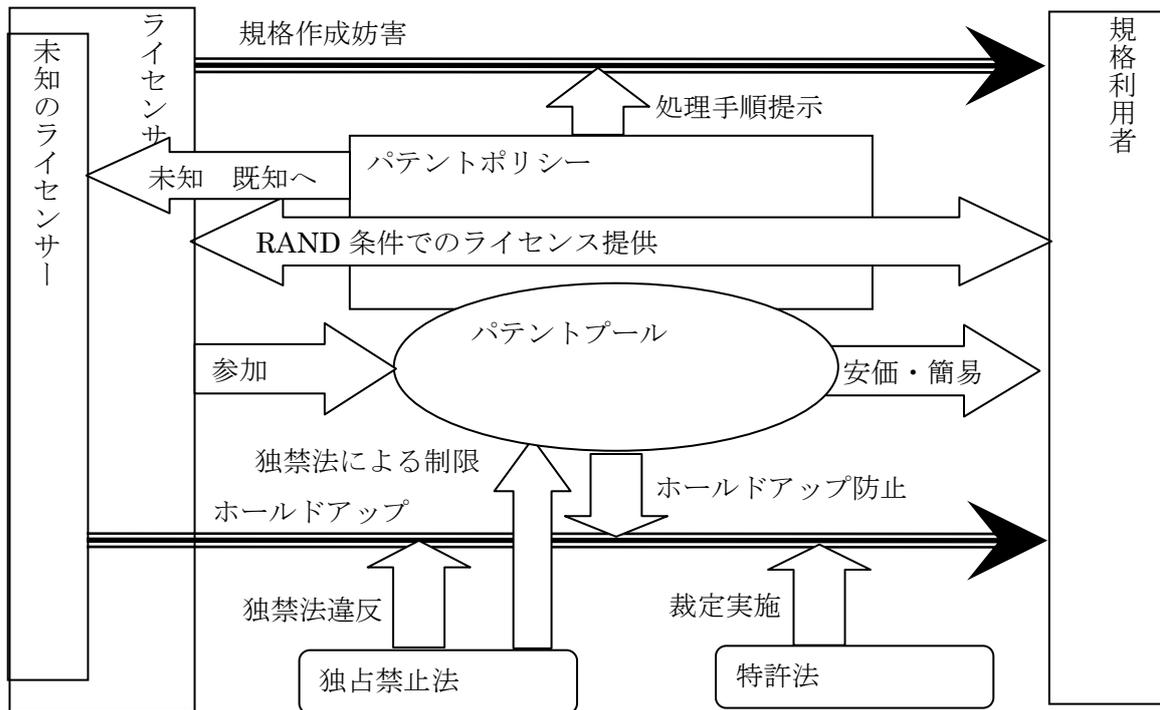


図 7-3 標準化と特許に関わる様々なルール

(2) パテントポリシー

前に述べたように、標準化された技術に特許が含まれる場合、ライセンサーとライセンシーとの間で様々な問題が発生しやすい。このため、標準作成の場においては、古くから、標準の中に特許を包含する場合の手順に関する議論が進められている。この手順のことをパテントポリシーと呼んでいる。

このパテントポリシーが未知のライセンサーを減らし、両者の間のライセンス料を RAND という方法でバランス化する。さらに規格作成の妨害などもルール化して防止する。

(3) パテントプール

パテントポリシー機能をさらに積極的に運用できる形にしたのがパテントプールである。パテントプールとは、パントを有する者が、そのパテントを一つの組織に持ち寄り、その組織がライセンサー各者を代行して一括ライセンスを実施する組織である。これにより、ライセンサー、ライセンシーともに面倒なライセンス契約業務から開放されるとともに、ライセンサーに取っては安定したライセンス収入が、ライセンシーにとっては安価なライセンス料が実現される。また、パテントプールは、それ自体が組織として自主的活動をし得るため、ホールドアップの防止機能なども持ち得る。

(4) その他の方法による対応の可能性

さらにホールドアップへの対応として、独禁法などの競争法を利用することや、特許法

における裁定実施の制度を利用することの検討も始まっている。これらの方法は各国法による対応のため、国によってもその適応能力に差があり、標準化技術を海外で利用するには注意が必要である。

第2節 パテントポリシー

1.パテントポリシーの歴史

(4) パテントポリシーの始まり

標準化団体でパテントポリシーを最初に定めたのは1974年のANSIであるとされており、その後ANSIのパテントポリシーが普及し、多くの標準化団体でパテントポリシーの整備が進められた。

これらのパテントポリシーは、その後様々な改良が加えられ、少しずつ変化しているが、その基本的考え方は変わっていない。それは、「特許を保有する者が、その情報を自ら提供するルール」ということだ。整理すると、パテントポリシーの基本は、以下の2点に集約できる。

- 標準化する予定の技術に特許が存在することを認識した者は、それを標準化作業の場に報告する。
- 報告された特許を有する者は、その技術が標準化された際に、その特許をどのようにライセンスするかを宣言する。なお、有償で提供する場合は「非差別かつ適切な価格でライセンスを提供する」ことを宣言することが求められる。これをRAND (Reasonable And Non-Discriminatory) 条件での提供という。

しかし、パテントポリシーの制定には、もう1つ重要な役割があることを忘れてはならない。それは、多くのパテントポリシーに、次の一文が含まれているということだ。

- 標準化団体は、特許の有効性、ライセンス契約等に一切関知しない。

つまり、パテントポリシーは、標準化活動中に、関連特許の保有者がどのような手続きをするべきかのガイドラインを示すと同時に、その手続きの正当性について標準化団体自身は全く責任を持たないことを明示するためのルールということができるのである。

(5) ETSIにおける検討

GSMの事例(後述)を契機として、特定の社の特許により標準技術の利用がコントロールされることを無くす必要性が認識され、合意標準におけるパテントポリシーの重要性が強く認識された。これに最初に対応したのが、欧州の通信技術に関する標準化組織であるETSIである。元々欧州の国々は、標準に対し特許は公開されなければならないという文化を有していたが、その中でも通信関係技術については接続性担保のための標準化が必ず必要となる分野であり、標準と特許の問題が発生しやすい土壌を持っており、ETSIにおいてこの議論が活発化したのは当然の流れであったと言える。

ETSIはこのGSMの経緯を分析し、1989年に知的財産権委員会(IPRC)を設置しパテントポリシーの検討を開始している。ETSIのいは、モトローラらの特許戦略に対し、必要なライセンスを希望するユーザーは誰でも差別されることなく特許の実施権を獲得で

きるようなルールを作成することであった。1992年にはEC委員会が「知的所有権と標準化の関係」というコミュニケを作成し、この動きを支援している。そして1993年にIPRCが作成したパテントポリシー原案は、①会員が関連特許情報を自主的に提出する、②リスク軽減のため、会員の所有する特許の効力を制限する、③会員はライセンスの公平かつ非差別的な設定を認めロイヤルティ額の上限を設定する、という、特許権者である会員の権利を一部制限した画期的なものであった。

これに対して、北米のメンバーは一貫してISOやANSIが採用している、特権等の権利保有者の権利を制限しない簡易なパテントポリシーを要求した。当時、北米メンバーはETSIで投票権の12%しか有していなかったが、彼らがETSIの標準の中に有する特許はその比率を大きく えていた。

この1993年のETSIのルールは理事会においても成立したが、結局実施されないまま1994年に廃止されることとなった。そこには、ETSIからの も辞さない米国企業の強力な運動とEC委員会への欧州独禁法違反の申し立てが大きな力を発揮したといわれている。結局ETSIは1994年に現在の国際標準化機関で採用されているのと同様の簡易なパテントポリシーを 定的に採用することとなった。しかし、その後もETSIはことあるごとに、ライセンサーの権利を制限し、標準利用者にとって有利なルールの策定を模索しており、今後の活動を注視する必要がある。

(6) パテントポリシー整備の動き

最近の重要なトピックは、ISO/IEC/ITUの共同活動の場として設立されたWSC⁵²におけるパテントポリシーの統一の動きである。

前に述べたように、詳細で緻密な改訂を重ね発展してきたITU-Tのパテントポリシーに対し、ISO/IECは2001年に標準手順書を改定し、パテントポリシーの改正を行ったものの、ガイドラインなどの作成は行わず、その規定は作成当初とほとんど変わることはなかった。このため、2004年7月にISO/IECの共同活動であるJTC1のSC29において、特許宣言書の共通化をJTC1へ提案することが採択されたのを契機に、ISO、IEC、ITUの三団体におけるパテントポリシーを統一しようとの議論が活発化した。

これに対し、日本のJISC（工業標準調査会）も積極的な対応を宣言し、新ポリシーの原案作成提案などを行った。議論は、ISO/IEC/ITUの共同活動の場として設立されたWSCにおいて進められ、2004年11月にパテントポリシーに関する議論を開始することに合意、2005年2月から議論を開始し、2006年 、基本的な統合の方向を合意した。その後一年をかけて、ガイドラインの作成が進められ、2007年3月1日、ISO、IEC、ITU-T共通のパテントポリシーガイドラインが発効している。

この統一は、基本的にISO、IECのパテントポリシーを、ITUのパテントポリシーに合わせる方向で行われた。このためISO、IECにおいても、ロイヤルティフリーとRANDが区別され、ライセンスを拒否する場合においても特許宣言書を提出することが求められる

⁵² World Standards Cooperation:世界標準化会議。ISO、IEC、ITUの会長・事務局長会議

ようになった。同時にデータベースの整備も規定され、提出された宣言書は事務局のデータベースで 覧できることが明記された。

2.パテントポリシーの問題

さて、このように長い議論を経てまとまって来たパテントポリシーであるが、まだまだ様々な問題を残している。現状のパテントポリシーの問題点を整理すると、以下の様な課題に分類・整理することができるだろう。

(1) 特許の把握が任意活動

特許の登録は各国別となっており、関係特許を把握するためには、世界中の特許検索を行わなければならないが、現実的には、世界特許庁構想などが実現して世界 一の特許庁とならない限り全世界の特許検索は不可能である。また、仮に他社が特許を保有していることを発見しても、米国における 3 倍賠償ルールの影響などもあり、メンバーは他社の持つ特許の指摘をわざわざ行わない傾向が強い。さらに、特許調査自体が任意行為であり強制力が無いため、特許網羅性を担保できない。

(2) 特許宣言の範囲や方法、権利制限範囲が不明

現状のパテントポリシーは団体ごとに異なっており、その宣言内容は大きく 2 つのタイプに分けることが出来る。一つは、ITU-T に代表されるもので、ライセンスの無償許諾、RAND での許諾、許諾拒否の何れかの態度を明確にしつつ、特許保有者は必ず宣言をすることがルールになっているものであり、もう一つはパテントポリシー統一前の ISO、IEC や ANSI などが採用している、RAND (この場合の RAND には無償提供も含む) で提供する者のみが宣言するルールである。前者は、このルールにより全特許ホルダーに宣言を求めているため網羅性があると主張しているが、パテントポリシーのルール上、ライセンス拒否者が存在する場合、その技術は標準にはなり得ないはずであり、その意味では後者のルールであっても特許保有者の網羅性については同等と考えられる。

この特許宣言は特許保有者の自主的行為として実施されるため、標準化メンバー以外に特許保有者がいた場合、この特許宣言書をどのように収集するかも問題として指摘されている。

さらに、有償でのライセンスを RAND 条件で宣言しても、実際の契約は企業間交渉に委ねられており、適切な価格 (reasonable) とは何か、非差別的 (non-discriminatory) とはどのような態度かについて明確な記述はどこにも見られない。このため、実態的にはライセンス価格の上限に関する制限も存在していない。

(3) ホールドアップが発生した場合には対応できない

パテントポリシーでは、もしホールドアップが発生した場合、規格の改訂を行うことにより、当該特許技術を標準から除外することで問題を解決することになっているが、実際には、既に普及した標準の改訂は無意味であり、結局この標準の利用者はライセンス料を

払うしか、その技術を継続利用する道は無くなる。このような事例にはパテントポリシーで対応することはほぼ不可能であり、後で述べる特許の裁定実施制度や独占禁止法などで対応するしかない。

(4) 標準化団体の限界

パテントポリシーは長い歴史の中で標準に含まれる知的財産の扱い方を規定するという大義名分の下改良が繰り返され、徐々に整備されてきた。しかし、本質的には標準化機関が特許紛争に巻き込まれることを防ぐための規定として以下の共通の原則を有している。

- ・ 標準化機関において特許権に関して技術的な本文に立ち入った議論は最小限にとどめる。
- ・ 特許に関する論争（実施件許諾、実施料その他）の解決は関係する当事者に任せる。
- ・ いかなる場合も、標準化組織それ自体は論争に関与しない。

この原則を維持するがゆえに、標準化団体には、明書を強制的に提出させたり、明書に従うことを強制したりする権限がなく、本制度の運用には多くの矛盾が残り、結果的に様々な問題が生じているのである。

欧州の通信関係標準化団体である ETSI だけは、何度もこの範囲を踏み出し、自ら積極的に特許問題に関与しようとしてきた。昨今も、予算上の問題を へつつも、ETSI 自らが特許調査を行うことを検討している。こういった動きが成功すれば、他の標準化団体においても、団体自らがもう少し積極的に知的財産問題に関与するようになる可能性もあるだろう。

3.JISC におけるパテントポリシー

(1) JISC におけるパテントポリシーの歴史

我が国の鉱工業分野における国内規格である JIS を作成する JISC には長らくパテントポリシーに相当する規定が存在せず、国際標準化団体の規定を準用して運用していた。特許権等を含む規格の JIS 化の手続きの整備が正式に行われたのは 1996 年（平成 8 年）の第 8 次工業標準化推進計画である。その後「21 世紀における標準化課題特別委員会」の提言により ITU のパテントポリシーを参考に 2001 年に特許 明書提出のガイドラインを制定した。

しかし、本ガイドラインの制定に当たっては、パテントポリシーに関する本質的役割の議論はなされないまま、厳格に運用することが高い効果を挙げるとの判断で、ITU-T のルールをさらに厳格に運用する方向でルールの制定がなされた。特に問題となったのが、特許宣言を行う場合に、必ず関連特許のリストを 付することを求めたことである。これは世界的に見ても例を見ない厳しいルールであった⁵³。

⁵³ ITU-T のルールでは、ライセンスを拒否する場合のみ特許リストの 付が義務となり、他の場合は任意

この結果、国内の標準化作業で多くの障害が生じた。DVD の標準化が典型的例であり、関連特許数が多く、その多くが出願中であるため特許リストが作れないという理由で国内での標準化を断念することとなった。結果的に DVD は、欧州の民間標準化フォーラムである Ecma International において標準化し、ファーストトラック制度⁵⁴を用いて ISO/IEC (JTC1) 標準となり、その後、それを翻訳し JIS 規格として国内標準化されている。当然ながら、この方法をとったため、規格書に特許リストは 付されていない。

(2) 新たな JISC パテントポリシー

このような問題を解決するため、JISC では 2005 年 3 月、2006 年 4 月の二度にわたりパテントポリシーの抜本的改定を行った。

第一の変更点が特許調査の方法である。ホールドアップの発生可能性を少しでも低減するための最も直接的な対策が 密な特許調査だが、特許調査については、「標準化団体が責任を持って実施する」、「WIPO に調査を依頼する」などの案が提案されているものの、前にも述べたように、一つの標準を作るたびに全世界の全ての特許庁が関連特許の存在調査を行わなければならない、実現は不可能である。実際、我が国の特許庁でさえ、特定の技術に 触する特許の存在について調査する機能は持っていない。このための組織を新たに準備することも一つの政策ではあるが、現実的ではない。しかし、JIS では多くの場合、規格原案を作成するのは規格を必要とする業界団体である。このため、この業界団体で規格原案を作成する際に、特許調査をし、拒否の無い宣言書を収集した上で原案を持ち込むことをルール化することとした。これは、業界団体というある程度公的な機関が特許調査を行うことで、各企業が特許調査に協力しやすくなることを期待したものである。

さらに JIS では、JISC における原案の審議と並行して、規格原案のパブリックコメントを行い、特許情報の提供を求めるルールを制定した。このパブリックコメントは、元々 WTO /TBT 通報の一環として行っていたものであり、情報提供に強制力は無いが、事務局が名での情報提供を受け付けることで、第三者からの特許情報を得やすくなり、それが特許権者自らの情報提供も促進することが期待できる。将来的にホールドアップによる係争が発生した際にも、少しは有利な状況を期待できるだろう。このパブリックコメントによる特許情報の収集は、それ自体よりも、この制度があることにより、事前の団体レベルの調査において標準化作業参加者の調査意識が高まることを期待している。

さらなる抑止力として、考えられるのが、もしホールドアップが起こった際に、標準化団体自らが、当該事案の社会への影響を調査し、当該標準が使えなくなることによる公共福祉への影響を把握し、その影響が大きい場合は、特許当局に対し、当該特許の裁定実施を申し立てることである。これができれば、後から特許の存在を明かしライセンス契約を強要する場合も、ホールドアップと思われるような高額なライセンス料を要求しにくくな

となっていた。

⁵⁴ メンバー国又はリエゾン団体が既存の規格を原案として提案することで、WG における議論を省略し、直接原案投票から開始できる制度。標準に対する緊急のニーズがある場合には特に有効な方法と言える。Ecma International や IEEE の規格などがこの手法で国際規格化されている。

ることが期待できる。このため、JISにおいても、JISCが自ら当該事案の公共への福祉に関する調査を実施し、その結果を公表することを明示した。この結果を元に特許実施を求めている者は、特許庁に対し特許法93条による公共の利益のための通常実施権の裁定を請求することが可能となる。

なお、当初、JISC自らが裁定の請求をすることも検討したが、日本の特許法上、裁定の請求は特許の実施者にしか出来ないため、JISCは調査結果の公表のみ行うこととせざるを得なかった。しかし、パテントポリシー中に裁定実施の可能性を記述し、そのための情報収集を行うことを明記しただけでも、ホールドアップを行うとする社に対する大きな抑止力となることが期待できるであろう。

ISO、IEC等の国際機関におけるパテントポリシーは、今のところこのような機能は有していないが、今後国際標準化事務局が積極的にパテント問題に自ら関与する姿勢を示せば、JISCと同様のルールを整備することも可能であろう。

第3節 パテントプール

1. 標準におけるパテントプール

ホールドアップを防止し、作成した規格を安価に利用できるようにする方法として、パテントプールなどを普及することも考えられる。勿論、パテントプールはいつでも成立するものではなく、一つの規格に数多くの者の特許が含まれる場合などに限られるが、特にホールドアップ問題が発生しやすいのは、そのような規格であることから、パテントプール普及の意味は大きいと考えられる。

パテントプールに関しては、元々独占禁止法との関係が微妙であり、多くのパテントプールは独占禁止法上グレーだと言われていた。このような状態を解消するため、1999年7月に公正取引委員会が「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」を公開して、パテントプールについて、「独占禁止法第21条の適用除外規定により、特許権等による権利の行使と認められる場合は独占禁止法上の問題はないが、取引の制限が相互に課され、これにより一定の製品市場における競争が実質的に制限される場合や、パテントプールを利用して他の事業者の新規参入を阻害したり、既存事業者の事業活動を困難にさせることにより、市場における競争が実質的に制限される場合には、違法となる可能性がある。」との一般指針を示した。しかし、標準化活動に付随するパテントプールについては、標準化活動自身が独禁法上グレーな部分がありつつも、標準の普及による競争環境の整備を促進する効果が高く、その普及を促進することが期待されることから、標準化活動に付随するパテントプールに限定した追加的解 が求められていた。

公正取引委員会は、これに対応して、2005年6月、「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」を公表し、標準化におけるパテントプールの独占禁止法上の解 について整理し、独占禁止法上問題の無いパテントプールの条件を明示した。しかし、この「考え方」において「問題が無い」とされたのは、「プールのシェアが20%以下（シェアによる判断が適切でない場合は競合規格が4以上存在）の場合」であり、「標準化」という行為の結果から考えると、全く価値の無いものであった。それ以外にも、プールに登録されている特許が必須特許のみであること、その必須性の判断を第三者が行うこと、パテントプール運営会社は特許保有者とは別の第三者が行うことなど、現実的には非常に困難な条件が多く示され、パテントプールの普及促進に資するとは言いにくいものであった。

米国では、米国 法省反トラスト局ビジネス・レビュー・レター（公開書簡）がパテントプールに関して見解を示しており、パテントプールを形成するときには、規格に含まれる必須特許を特定すること、第三者がプールされている特許等を合理的な条件で使用できることが制限されていないことの2点を基本条件としているが、これも明確な基準とは言

いがたい。

結局のところ、現状では、米国においても日本においても、それぞれのパテントプールがルールを整備した上で、米国 法省または日本国公正取引委員会に個別に審査を依頼し、「お 付きを得る」ことが、パテントプールを合法的に安心して運営できる方法として現状 一のものとなっている。

2.パテントプールの利点・欠点

パテントプールによるライセンスには、当然ながら利点と欠点がある。基本的に利益が大きいのはライセンシー側だ。ライセンシーにとって分かりやすい利益は、契約業務が軽減されることと、ライセンス料の大幅な低減が期待できることである。しかし、それに加えてパテントプールの最大の魅力は、標準技術範囲内でのホールドアップ問題にパテントプール会社に対応するため、ホールドアップへの対応を個別企業で行う必要が無いという安心感だろう。

但し、パテントプールがこの魅力を発揮するためには、プール特許が標準技術の網羅性を持つことが必須である。つまり、その標準を使う上で必要な技術が全て 1 つのパテントプールに集まっていなければ、ホールドアップの危険が無いという魅力を発揮することはできない。実際には、この条件を満たすことがなかなか困難であることは、後述の事例を見れば明らかである。

これに対し、ライセンサーにとってのメリットとしては、パテントプールが理想的にワークした場合、知財による安定的収入が得られるとともに、パテントプール会社がライセンス業務を代行するため、個別ライセンス契約の事務的コストからの開放だけでなく、ライセンス紛争、場合によっては新規代替特許のプールへの取り込みなど、様々な特許関連業務から開放されるということがあげられる。

しかし、当然ながらパテントプールにも欠点がある。最大の問題は、パテントプール運営のための独立組織が必要となるということだ。現状では、税法上の問題などもあり、このパテントプール会社の大半は米国に存在しているが、前述の通り、この運営会社は特許権者からは独立していることが望ましいとされており、その準備は容易ではない。独立組織を必要としないパテントプラットフォームと呼ばれる方式もあるが、その場合前述のメリットの多くも持たないことに注意する必要がある。さらに、ライセンサーにとっては、一特許当たりのライセンス収入はどうしても小さくなる。このライセンス料の分配や必須特許の登録など、後述の個別パテントプールの項で指摘する様々な問題が発生する。

このため、ライセンサーにとっては、前述の魅力を 案した上で、独自にライセンスを行う場合に比べ、パテントプールに加入するほうが魅力的でなければ、プールへの参加インセンティブは無い。

実は、標準化組織自身がパテントプールの設立を支援することが、かなり価値のある解

決策ではあるのだが、今の所、これを実現した標準化組織は見当たらない。パテントプールに参加するかどうかは企業にとって重要なビジネス戦略であり、標準化開始段階にそれを決定することは難しいため、標準化参加者がパテントプールへの参加強制を望まないことがその背景にある。但し、ITU-Tでは、2006年の会合において、標準化参加メンバーが自主的に必須特許保有者の調査を行ってもよいというルールを追加した。これは、メンバーの発意でパテントプールを作るのであれば、その募集活動に標準化の場を遣ってもよいという標準化団体の判断であり、今後の動きに注意したいところだ。

3.標準に関わるパテントプールの例

前に述べたとおり、標準の世界においてパテントプールのメリットは、特にライセンスにとりて大きい。その意味で、パテントプールは標準を普及する効果の高い制度である。しかし過去において標準の世界で成功したパテントプールは少ない。既存のパテントプールとしてはMPEG-LA社によるMPEG等のライセンス、DVDパテントプールなどが有名だが、それぞれ多くの問題を有している。これらパテントプールの個別分析については、ホールドアップと同様、知財問題として何度も取り上げられているところであることから、この項では各パテントプールのポイントだけ整理することにする。

(1)MPEG-LA

規格に関するパテントプールで最も成功したと言われるMPEG-LAは1996年設立に米国に設立されたパテントプール会社である。この会社は数少ないパテントプール成功例として、その設立経緯や歴史に関しては多くの研究があるが、それらの研究によると、MPEG-LAの成功要因のうち最も重要なポイントは、CableLabs⁵⁵副社長のBaryn Futaと、コロンビア大が推薦したニューヨークのBaker & Botts法律事務所所属するHenry Tang護士の2人の中立な人物がこの社の設立を主導したことにありとされている。この中立さが参加企業の信頼感を得ることに成功し、必須特許を持つ者全体を集結することに成功、必須特許の判定をスムーズに進めることが出来た。さらに、反トラスト法に違反していないことを確認するために米国法省に確認を求め、法省からのビジネス・レビュー・レターを得ることで政府の「お付き」をつけたことも成功に繋がった大きな要因の一つであろう。ライセンスを開始したのは1997年であり、設立時のライセンサーはコロンビア大学、ソニー、富士通、松下電器、三菱電機、ルーセント、ジェネラル・インスツルメント、サイエンティフィック・アトランタ、フィリップスの9社であったが、現在は動画像圧縮技術(MPEG2、MPEG4等)に加え、著作権保護技術などもプールしており、ライセンサーの数も増加している。

MPEG-LAでよく問題にされるのは、その収益の配分を単純にライセンサー毎の特許数比にしたことである。このため、特許数が多ければ多いほど、多くのライセンス収入を得

⁵⁵ ケーブルテレビ運営会社協会(非営利企業)

ることができることになり、特許分割競争を引き起こす結果となった。2005年10月1日時点ではMPEG-2の場合21ライセンサーが441特許をプールしている。

(2)DVD-6C

DVD6C (DVD 6C LICENSING AGENCY) もパテントプールの成功例として知られている。この社はDVD関連技術をライセンスするパテントプール会社であり東の資本で1998年に設立された、日本に設立された数少ないパテントプール運営会社である。設立時のライセンサーはWarner Home Video、日立製作所、下電器産業、三菱電機、東、ビクターの6社であったが、2002年6月にIBMが、2005年4月にサンヨーとシャープがライセンサーとして加わり、9社がライセンサーとなった。そしてIBMが2005年8月、同社の250のDVD関連特許を三菱電機に譲り、DVD6Cからしたため、現在のライセンサーは8社となっている。

この社も株式会社形態でDVD関係のpatentをプールし、米国法省の確認を求め、法省からビジネス・レビュー・レターを得るなど、前述のMPEG-LA同様の手順を踏み設立されたが、この8社以外にDVDの特許を有するソニー、フィリップス、パイオニアの3Cグループとフランスのトムソンが加入しておらず、本プールとの契約だけではDVDは実態的には生産できないという大きな問題を有している。これは、ソニー、フィリップスという、CD時代から光ディスクの技術を先導し、数々の特許を有している二社が、他社より有利なライセンス契約を主張しDVDフォーラム中で合意することができなかつたためだ。なお、DVDのロゴの使用やフォーマット技術情報の提供などを行う社として、DVD FLCC社(DVD Format/Logo Licensing Corporation)が別途設立されており、こちらにはDVDフォーラムの主要メンバーが全て参加している。

DVD6CはMPEG-LAと異なり、ライセンス料の配分においてメンバー間ではクロスライセンスの有無なども評価していると言われているが、逆にこの制度が訴訟ネタとなったこともある。また、ライセンス数増加のためのキャンペーンなども実施しており、こういったきめ細かい対応がライセンサー、ライセンシー双方の信頼を得ていると考えられる。同社が扱っているロイヤリティの額は公開されていないが、日本の企業トップ100位に入れる程度の利益を上げていると言われている。

現在のDVD6Cの最大の課題は中国からのロイヤリティ増加であろう。設立当初から、DVD6Cは中国のDVDプレーヤー製造機器メーカーとの交渉を続けていたが、2002年5月に、中国のDVD製造企業30社が同時にDVD6Cに加入し、ライセンス料の支払いを開始、その後も中国企業の契約が増加している。但し、その支払額と製造台数には離があるとされており、2005年7月には中国の2社、CIS Technology Inc. と Kent World Co.、Ltd. が適切なロイヤリティ支払いをったとの理由で契約を解除されている。DVD-R等のメディアライセンスは更に深刻であり、多くの中国製メディアが市場に流通しているにもかかわらず、ライセンス契約が行われていない。とはいえ、こういったライセンス料不払い問題に積極的に対応できるのがパテントプール専門企業の強みでもあり、パテントプー

ルを設立する理由の一つでもある。

(3)W-CDMA パテントプラットフォーム

このようなパテントプール会社方式とは少し異なり、第三世代携帯の W-CDMA 方式グループに関する特許ライセンスのために設立された相互ライセンス方式のパテントプールもあり、これはパテントプラットフォームと呼ばれている。相互ライセンス方式のパテントプラットフォームは、パテントプール会社で採用される一括サブライセンス方式と比較して

なライセンス契約を可能とする仕組みであり、ライセンサーとライセンシーが相互にライセンス契約を行うことが出来る。パテントプラットフォームに参加するライセンサーとライセンシーは、必須特許について、低い標準ロイヤリティ率でライセンス契約を行うと同時に、最大累積ロイヤリティ率（例えば 5%）を設定し、特許が使用される製品カテゴリー毎に、支払うロイヤリティは、この率を上限としている。実際には、累積したロイヤリティが最大累積ロイヤリティ率を超過した場合、構成するひとつひとつのライセンス契約のロイヤリティ率が比例的に圧縮され、最大累積ロイヤリティ率に抑制される仕組みである。

この方法は、パテントプールと同様の利便性をライセンシー側に提供するとともに、運営会社等の組織を新たに作る必要が無い点でライセンサー側にも利便性がある。しかし、製品製造を行わない技術開発企業から見ると、パテントプール会社が無い場合、ライセンス料拡大のための活動等、パテントプールにおける多くの魅力が失われており、参加は自らのライセンス料率を低くされてしまうだけでメリットが無い。このため、この 3G パテントプラットフォームには W-CDMA の重要な特許を多くもつクアルコム社や Nokia 社が参加しておらず、同社は独自のライセンス料率で独自にライセンス契約を行っている。ホールドアップが起きにくい環境を醸成するという意味からは、パテントプラットフォームは価値が小さいと言わざるを得ない。

(4)アルダージ

このようなパテントプールを巡る動きのうち、最も新しく、重要なのは、デジタル放送のパテントプール会社として設立されたアルダージ株式会社の動きだ。同社は、社団法人電波産業会（ARIB）が策定した日本のデジタル放送規格に関する特許をプールし、必要な事業者ライセンスするために設立された会社だが、同社が保有すべき必須特許の鑑定を、日本 弁護士連合会と日本 理士会が共同で設立した日本知的財産仲裁センターに委託して実施している。この事業は日本知的財産仲裁センターが実験的に開始した必須特許判定事業であり、将来的にはデジタル放送だけでなく、様々なパテントプールの必須技術鑑定を請け負うことを想定している。これまで、ホールドアップ問題に付き纏う最大の問題が「必須特許か否か」ということであったことを思えば、この必須特許判定事業が発展し、パテントプールの設立が容易になることで、ホールドアップの起こらない環境を実現することが可能となろう。

第4節 その他の解決方法～特許法と独禁法

1.特許法の活用可能性

もうひとつの重要な解決策候補が、特許法上の裁定実施の活用である。前に述べたように、JISCは、2006年4月にJISCの Patent ポリシーである「特許権等を含む JIS の制定等に関する手続について」を改定し、その中で、標準化技術に対するホールドアップに対しては、特許庁に対し特許法 93 条による公共の利益のための通常実施権の裁定を請求することが可能であることを明記し、そのための基礎となる調査を JISC 自らが行うことを規定した。

実際には、この特許法第 93 号の公共の利益のための通常実施権の裁定請求は、日本においては過去一度も行われたことは無い。さらに、不実施など、他の裁定請求についても、請求例はあるものの、実際に裁定にまで達した例は無い。「裁定実施」は現実的にはかなり活用困難な制度ではある。とはいえ、標準という公共的制度の下で行われる「ホールドアップ」には、一部反公共的生活を持つものがあるのは事実であり、これに対する手段の一つとして、裁定実施の可能性を放棄するのは間違いであり、今後もその利用可能性について検討を進めるべきであろう。

2.競争法と標準化

以上のような問題に対し、Patent ポリシーを整備する以外の方法で、これを少しでも低減させるための試みが行われていないわけではない。1 つは、公正取引委員会が 2005 年 6 月に公表した「標準化に伴う Patent プールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」などを基本とした、独占禁止法による対応である。この中ではホールドアップの防止に関し、「標準化活動に参加し、自らが特許権を有する技術が規格に取り込まれるように積極的に働きかけていた特許権者が、規格が策定され、広く普及した後に、規格を採用する者に対して当該特許をライセンスすることを合理的理由なく拒絶する（拒絶と同視できる程度に高額なライセンス料を要求する場合も含む。）ことは、（中略）不公正な取引方法（その他の取引拒絶等）として独占禁止法上問題となる。」との見解が示されている。

しかし、この表現では、防止される活動の範囲が ぐ、実態的にホールドアップの防止には全く役に立たない可能性が高い。実態的には、自らの特許が標準技術に取り入れられるのを知りながら、それを公表しないで、標準策定後に RAND 条件でのライセンスを拒否する場合か、もしくは標準化活動が行われていることを全く知らずに、標準化後に知ってライセンス拒否をする場合がほとんどであり、標準の制定に主体的に関与するか、しない

かをもって判断することは意味が無いと考えられる。
独禁法の解 は、継続的検討を進める必要がある。

⁵⁶も同様の主張をしており、この

⁵⁶ 、日本知財学会年次大会発表 2007

第5節 標準化活動における様々な知財問題とその解決

1. ライセンス拒否による市場独占

(1) GSM の事例

その代表例として知られるのが欧州の携帯電話方式の標準として知られる GSM の標準策定における特許ライセンス問題である。GSMは1991年に標準化活動が終了しているが、この過程において特定の特許ホルダーが恣意的な特許ライセンスを行ったことで、標準技術中に含まれる特許の問題が大きくクローズアップされることとなったのである。

Bekkers ら⁵⁷は、この課程をビジネスの観点から詳細に分析している。この分析によれば、GSMの特許権者のうち、モトローラ社がプロパテント的活動を主導し、同社4社（エリクソン（スウェーデン）、ノキア（フィンランド）、シーメンス（ドイツ）、アルカテル（フランス））による市場占状態⁵⁸を作り出した課程において、標準に含まれる特許の扱いが重要な役割を果たしたことが指摘されている。モトローラ社と他社との最大の違いを最も明確に表しているのは、モトローラ社が、GSM標準開発中（1987～1991）の期間に多くの特許を開発し出願したにもかかわらず、他社は標準開発における士協定に基づき、自らの発明を保護する活動を行わなかったことだ。さらに標準化の時期を標準化前（～1987）、標準化活動期（1987～1991）、標準作成後（1991～）と分けると、モトローラは、標準化前に他社とのクロスライセンスを積極的に進め、仏ブル社など先行開発企業の特許使用権を獲得しておき、標準化活動期には自社特許を多数出願して技術席優位性を確立、標準作成後は主要な特許ホルダーとのクロスライセンスしか行わないという戦略で5社による占環境を醸成した。この戦略によって欧州や日本のその他の企業は当初数年間GSM技術のライセンスを得ることが出来ず、市場参入機会を失った。元々、5社の中でモトローラ社は米国を發の地とする企業であり、他の欧州企業と異なり、米国プロパテント市場でえられた特許と標準化戦略を有していた。この経験がモトローラ社に独自の活動を生み出したといわれている。

2. 規格作成の妨害

(2) BT社、ピレリ社の事例

BT社は、ITU-Tにおいて標準化作業が進んでいた光増幅器関連のインタフェース規格について必須特許を保有しており、この特許に関するパテントポリシーに定められた特許宣言を行わないことを標準化活動の場で表明した。このため、この標準原案は策定途中で

⁵⁷ Bekkers, Verspagen & Smits 2002

⁵⁸ 交換機、地上基地、端末の約85%を占化した

結され、規格原案の変更、パテントポリシーの改訂などが検討されたが、BT 社が詳細な技術内容を公表しなかったこともあり、これらの技術的検討では解決せず、結局 1999 年に BT 社が当該特許のライセンスを RAND 条件で行うことを宣言するまで、この標準案は勧告されなかった。

この同じ規格で、1997 年にはピレリ社も同様の行動をしている。ピレリ社は最後まで当該特許のライセンスを個別交渉で行うとの態度を変更しなかったため、1998 年の会合において、規格原案を改正し、ピレリ社の特許が 触れない形で規格を作成することとなった。BT 社の宣言によって光増幅器関係規格の標準化が大きく遅れたことは、ITU-T における標準化活動に強い警 となり、ITU-T はこれ以降、パテントポリシーの詳細な整備を進めることとなった。1998 年、ITU-T は日本の 6 社連名による寄書を発端としてパテントポリシーの運用を効率化するガイドラインの作成に着手し、1999 年パテントポリシーのガイドラインと特許宣言のための 明書フォームを制定した。

この新しいパテントポリシーの特徴は、ライセンス拒否者に対する情報提供を明記したことだ。ANSI や ISO で採用されていたパテントポリシーでは、パテントを保有する者にその情報提供を求めてはいたが、実際に宣言書の提出を行うのは保有する特許を無料又は RAND 条件下でライセンスすることに合意する社だけとなっていた。これに対し、ITU-T の新パテントポリシーでは、ライセンス拒否を行う者もその旨を宣言書として提出すると同時に、ライセンスを拒否する特許のリストを提出することが求められた。このルールによりライセンス拒否者から具体的拒否技術内容を得ることが可能となり、標準化原案の改訂が容易となることが期待できるとともに、関連パテントホルダー全てから宣言書を得るルールとすることで、後に述べるホールドアップの危険性も減らす効果が期待できるものであった。

このルールは、ETSI が検討したライセンスの強制的提供に比べると いものではあったが、それでもライセンス拒否者の情報を集める上で画期的変更であったと言えよう。

第三世代携帯の事例

このような特許保有者による標準作成阻害の事例として、第三世代携帯（IMT2000）の標準化も有名な事例である。

携帯電話は、 明期のアナログ通信方式から、NTT ドコモなどが採用した PDC 方式や欧州の GSM 方式などデジタル通信方式へと移行した。このアナログ通信方式を第一世代、デジタル通信方式を第二世代と呼び、さらにこれに続く世代という意味で、次の高速データ通信を可能とした携帯電話を「第三世代」としている。

第二世代では、NTT ドコモの PDC、au の CDMA、欧州の GSM など、様々な方式が存在し、異なった方式の端末では相互利用が困難であった。このため、第三世代ではこれらを標準化し、世界どこでも通じる携帯電話を実現するとともに、高速データ通信や動画の受信などのマルチメディア通信なども利用できるようにすることを目標としていた。このために ITU-R で 1991 年に開始された第三世代携帯の標準化が「IMT-2000」であった。

第三代携帯の標準化は、PSC 方式で世界から 立した日本の NTT ドコモが積極的に推進した。NTT ドコモが中心となって開発した W-CDMA 方式を世界標準とするため、各国への働きかけを行い、GSM 方式の次の世代として TD-CDMA 方式を推進しようとしていた欧州の主要企業を W-CDMA 営に合流させ、日欧で W-CDMA 標準化の流れを作った。

これを止めたのが、CDMA 技術の基本を開発したクアルコム社であった。

クアルコム社の CDMA 技術は、第三代の標準化が始まった時期には、既に第二世代携帯の改良技術である cdmaOne として各国に導入が始まっていた。日本の au もこの技術を採用し、第二世代携帯の品質向上を実現していた。しかし、W-CDMA はこの cdmaOne と互換性がなく、仮に第三代技術として W-CDMA に統一されると、cdmaOne を導入した社は設備の入れ替えが必要となり、大きな負担となる可能性があった。

このためクアルコム社は、cdmaOne と互換性の高い cdma2000 を第三代携帯技術として提案し、W-CDMA と cdma2000 の一本化を主張した。そして同社は、この提案が受け入れられないなら、同社のもつ CDMA 関係の特許をライセンスしないと宣言したのである。クアルコム社の持つ CDMA に関する特許は、同社の提 する cdma2000 だけでなく、W-CDMA においても必須特許であり、仮にクアルコム社がこの特許を RAND 条件で提供することを宣言しなければ、ITU におけるパテントポリシーにのっとり、W-CDMA は標準として認められないという事態が予想されることとなった。

これに対応したのが、欧州のエリクソン社であった。エリクソン社は W-CDMA 営のメンバーであったが、クアルコム社と同様、W-CDMA と cdma2000 の両方の特許を保有していた。このため同社はクアルコムの主張に対し、W-CDMA と cdma2000 の両方を国際標準としなければ同社の持つ特許をクアルコム社に提供しないと宣言したのである。

様々な議論の末、この特許紛争は、両社が包括的クロスライセンスを結び、両社の特許を、それぞれの 営に RAND 条件でライセンスすることで決着したが、その結果、結局第三代携帯の規格である IMT-2000 は、緩やかな包括規格として、その中に 5 つの規格を持つことになった。W-CDMA、cdma2000 の他に、一時標準化を断念していた TD-CDMA 技術が UTRA-TDD/TD-SCDMA 技術として標準とされたのである。この TD-SCDMA は中国が国内規格としてシーメンスの協力で開発した規格であり、中国は、IMT-2000 が複数規格を包含する形になることになるチャンスをうまく使って、国内独自規格を国際規格とすることに成功した。これ以外に TDMA 技術を基盤とした 2 つの技術も認められ、合計 5 方式となっている。

3. ホールドアップの発生

(1) DELL の事例

1996 年に和解が成立した Dell Computer 社の事例が、この先駆的事例として知られている。Dell Computer 社は、標準化団体 VESA のメンバーとして、インテル社の CPU を使

ったパーソナルコンピュータにおけるローカル・バス規格の開発・決定に携わっていた。VESA は、メンバーに対し、特許権の開示を義務づけていたが、Dell Computer 社は、ローカル・バスの規格策定作業中には、「VL バスは、同社の所有する商標、著作権又は特許を侵害していない」と述べておきながら、VL バスが普及すると、VESA のメンバー数社に対し、VL バスの使用は Dell Computer 社の特許を侵害する旨警告した。

これに対し、連邦取引委員会は、Dell Computer 社の主張が標準化を著しく遅らせるとともに、標準化を不確実なものとし、利用企業のコストを引き上げたことは、FTC 法第 5 条 不公正な競争方法、不公正・ぎまんだ的な行為又は慣行等の禁止 違反に当たるとして審判を開始し、1995 年に和解勧告を出した。Dell Computer 社は、これを受け入れ、VL-bus を使用するコンピューターメーカーに対し特許権を行使しないと合意した。

(2) Rambus 社の事例

Rambus 社 (1999) の事例は、ホールドアップ事件の中でも、最も有名な事例として知られている。それは裁判所の判断が二転三転し、その度に、標準化団体におけるパテントポリシー議論に大きな影響を与えたからである。

Rambus 社も、Dell Computer 社と同様、自らが標準化活動に参加していたが、Rambus 社が参加していたメモリー技術の標準化活動の場である JEDEC⁵⁹ のパテントポリシーには不備があった。具体的には、JEDEC の標準化会合に出席する社は「出願中の特許も公開する」という原則があったものの、それが明文化されていなかったのである。この点が Dell Computer 社の場合と大きく異なっていた。そして、このルール上の不備が、Rambus 社の行為が不正と言えるものかどうかの判断を分ける部分となってしまう、裁判所の判断が分かれることとなった。当然のことながら、この事例は、その後のパテントポリシーの明文化に大きな影響を与えた。

本件は、結局 2006 年 8 月に和解勧告が出され、2007 年 2 月、ついに FTC がロイヤリティ上限を決定する最終命令を下したが、Rambus 社はコロンビア特別区巡回裁判所に 訴し勝訴、FTC の最高裁への再審理請求も 2009 年 2 月に棄 されたため、Rambus 社の勝利で本件は終結した。

(3) Jpeg の事例

3 つめの例として有名ものとして、Forgent Networks 社 (2002) による JPEG⁶⁰ の事例を上げることが出来よう。ISO/IEC (JTC1) でも標準となっている画像圧縮技術である JPEG は、インターネットをはじめ、デジタルカメラ、PDA、携帯電話でも広く利用されているが、本技術の標準作成時には、参加者間で必須特許の無料開放が 頭で約束されていた。つまり、標準化参加者の間では、JPEG 技術は無料で利用できるとの暗 の了解が成立していた。

この JPEG に関して、ビデオ会議技術を持つ企業である米国の Forgent Networks 社が

⁵⁹ Joint Electron Device Engineering Council

⁶⁰ Joint Photographic Experts Group

2002年7月に自社が保有する特許⁶¹への接触を主張し、JPEG利用企業にライセンス料の支払いを求めたのがこの事例である。

実はこの特許は、1987年にCompression Labs社が取得したもので、Forgent Networks社が創立した企業の1つであるVtel社がその後、傾いたCompression Labs社から購入したものとされている。そして、元々の開発企業であるCompression Labs社は、JPEGの標準化に参加しており、フリーでの使用に合意していたとも言われている。しかし、大きな問題は、JPEGにおけるライセンスフリーの合意は頭で行われたものであり、この時点で既にISO/IECにおけるパテントポリシーは整備されていたにもかかわらず、パテントポリシーに沿った宣言書の提出は行われなかった⁶²ことだ。これは、当時のISO/IECのパテントポリシーでは、ロイヤルティフリーでライセンスを提供する場合、特許宣言書を提出すべきかどうかパテントポリシー上明確でなかったことも影響している。当時のパテントポリシーには、「RAND条件でライセンスする社は宣言書を提出する」となっていたのである。

ISO事務局は、頭ではRANDにロイヤルティフリーが含まれる、つまり、「無料」もリーズナブルな対価の一形態であるとの理解を説明してはいたが、それが十分に透しておらず、フリーの場合は宣言書を提出しなくて良いという積極的誤解があったことが知られている。

このような結果、フリーで合意したことに物的証拠がない上に、こういった約束が、その特許を購入した会社にまで及ぶかどうかに関しては議論されていない。このため、本件では、Dell Computer社やRambus社の事例のように、ホールドアップを行った社の不正行為を問題にすることはできず、もっぱら論争の中心は、当該特許の有効性、具体的には、先行特許が存在するかどうかで争われることになった⁶³。なお、面白いことに日本ではこれと同等の特許申請が特許庁から拒絶査定を受け、特許として成立していないため、当該ホールドアップは日本国内では問題とはならない。しかし、ライセンス料を既に支払ったと言われる社のうち数社は、全世界を市場とする日本企業であった。

結局、2006年にはこの特許の一部を無効とする判決が出され、この判決でその後のライセンス交渉が不利になると判断したForgent Networks社は、2006年11月1日、関係する全ての企業との和解が成立したと公表し、本件は終結した。しかし、本件のような特許の企業からの買い取り事例に関しては、ルールの整備または解が遅れており、今後も同様のホールドアップが発生する可能性を残したままとなっていることから、パテントロールの動きが活発化している中で、標準化活動に対する大きな不安要因となっている。

⁶¹ 合 国特許 4、698、672 号

⁶² 実際には、うち数社は宣言書を提出したとも言われている。しかし、事務局体制の不備等により、これらの宣言書は散 した。

⁶³ 例えば、Ruedi Seiler ベルリン工科大学教授と、JPEG 委員会の独委員は JPEG 技術は Forgent Networks の特許には 触しないとの 明を出している。

(4)無線 LAN の事例

ここ数年、標準の世界では目立ったホールドアップ事件は発生しなかったが、2006年、無線 LAN においてホールドアップ事件が顕在化した。現在広く普及している無線 LAN 規格である 802.11a、802.11g、802.11n などの標準に使われている OFDM⁶⁴技術に関し、オーストラリア連邦科学工業研究機関（CSIRO）が 1996年に特許⁶⁵を獲得していると主張し、同研究機関が、米国テキサス州の Buffalo Technology 社⁶⁶を特許違反で提訴したのである。

2006年11月、テキサス州タイラーの連邦裁判所がこの特許は有効との略式判決を行った。しかし、本件に対しメルコ社は特許侵害ではないと明確に対立しており、同時に同特許に対して、インテル、デル、マイクロソフト、ネットギア、ヒューレットパッカー中等が同研究機関に対する特許非侵害及び無効の確認訴訟を起こす事態となった。一年以上にわたった Buffalo Technology 社に対する販売差止請求は 2008年12月に一時解除となったが、2009年時点、まだ訴訟は続いている。（2010年において多くの和解が進んだが、一部の企業との訴訟は継続している）

4.RAND 違反

(1)Motorola 社と Rockwell 社

1994年9月に ITU-T で制定された V.34 モデムの標準において発生した Motorola 社と Rockwell 社の紛争は RAND とは何かを議論した初の事例として興味深い案件である。Shapiro もこの事例について何度か彼の論文中で取り上げている⁶⁷。

この事例では、Motorola 社は、標準化活動時に、当該技術に関わる同社の有する必須特許を FRAND⁶⁸の条件で実施許諾をする合意をしていた。しかし、標準採用後、Motorola 社が提示した実施許諾条件が FRAND の条件を満たしていないとして、一部の標準参加者が Motorola 社とのライセンス契約を拒否した。このため 1995年9月、Motorola 社が Rockwell 社を提訴し、Rockwell 社が Motorola 社の V.34 モデムに関する特許技術を侵害していると主張した。

この訴訟の中で"reasonable"の意味について議論となり以下の 2つの考え方を取り得ることが議論された。

- a) 標準採用前に、他の標準に含まれた技術との競争のもと設定できた条件
- b) 標準採用後に、Motorola 社の技術が標準にとって必須特許であることを 案して設定した条件

⁶⁴ 直交周波数分割多重変調技術

⁶⁵ 米国特許 No. 5487069

⁶⁶ 日本のメルコ社の米国子会社

⁶⁷ Shapiro、2001、2002

⁶⁸ fair、reasonable、and non-discriminatory terms：通信関係の標準化では、RANDの前にFairを付け、FRANDと称する場合も多いが、実質的にRANDとの差は無い

なお、この裁判においては、Motorola 社の主張が認められ、1997 年 2 月 13 日、双方は、モデムの ITU-T V. 34 規格関連の特許侵害訴訟について和解し、56kbps 対応モデムの共同開発を行なうと発表した。

(2)クアルコム社の事例

ごく最近の例としては、クアルコムの第三世代携帯関連特許に関するライセンス問題がある。クアルコムは携帯電話を製造しない特許権利者として、第三世代携帯特許プラットフォームに参加せず、独自のライセンス契約を行っているが、このライセンス料が高すぎるとして、欧州や米国において対立が深まっている。

この事例は、2005 年、ブロードコム、エリクソン、NEC、ノキア、パナソニック・モバイル・コミュニケーションズ、テキサス・インスツルメンツ (TI) の 6 社が欧州委員会に対し、クアルコム社が反競争的行為を行っているとし立てたものだ。これは、欧州の大部分の国が 3G (第 3 世代) 移動体通信規格として採用している「W-CDMA」に関するものであり、6 社はクアルコム社が、W-CDMA 規格を作成する際に特許権者が合意した RAND 条件を守っていないと訴えている。3G 規格のうち、日本の KDDI 社や韓国、米国のキャリアが採用している cdma2000 に関しては、クアルコム社が主要技術の 50%以上を特許として押さえているといわれており、cdma2000 を利用している端末製造事業者社はクアルコム社に多額のライセンス料を支払っている。これはクアルコム社が技術開発・チップ製造専門企業であり、製品を作っていないため、クロスライセンスによるライセンス料の低減ができないことも起因している。これに対し、W-CDMA 技術に関しては、クアルコム社の特許は 20%程度で貢献度が小さいと言われている。それにもかかわらずクアルコム社が cdma2000 と同様のライセンス料率でライセンス契約を行っているのは、「リーズナブル」でないという訴えである。この訴えに対する対 措置としてクアルコム社は、ノキアが同社の GSM 特許を侵害しているとして米国への輸入差し止めを提訴、これを受けノキア社はクアルコム社が 3G 技術ライセンスの FRAND 条件に適合してないとして米国内においても苦情の申し立てをするという 状態になった。

しかし、クアルコム社は 2008 年 7 月にノキア社と、2009 年 4 月にはブロードコム社との和解を成立させ、この両者が EU 委員会に対する申し立てを取り下げたため、2009 年時点では EU 委員会における今後の動きは不透明となっている。(この後、ノキア クアルコム和解 (2008)、ブロードコムクアルコム和解 (2009)、韓国独禁当局のクアルコムへの制裁金課徴、日本独禁当局の排除命令等があり、欧州委員会におけるクアルコムの調査は取りやめとなった)

第6節 規格に特許を組み込む価値

1.標準化と特許の使い分け

基本的に標準化は、社会全体・経済全体に対しては高い効果がある。単純化による資源・労力の節約、インタフェース統一による利便性の向上など、消費者に取っては、標準化は多くの場合望ましいことである。しかし、第5節で見たように、単一企業の視点から見ると、標準化は決してそのまま利益に結びつくものではない。標準化は、その製品全体の市場を拡大し、参入企業全体の総売上は拡大するが、同時にその製品に対する参入企業を増やすとともに、性能差がつけにくくなることから商品差別化は価格やデザインだけとなり、価格競争となり易い。そうなれば、規格化製品の大量生産技術に長けたアジア工業国の国々が圧倒的に有利なのは明らかだ。この結果、日本企業が海外だけでなく、国内市場まで失ってしまう例は、自転車、DVDなどの標準化において数多く見られる。

重要なことは、標準化によって拡大した市場から、利益を回収する仕組みを標準化に組み込んでおくことだ。その典型的な方法として、策定される規格に自社の特許を入れるという方法が考えられる。DVDの場合、確かにこのロイヤリティ利益は大きい。しかし、実際の製品製造・販売に関しては、中国等の企業との価格競争に敗れ、このライセンスの殆どが製品による利益をあげることはできていない。

このような中で、実際に利益をあげているのは、策定される標準には特許は組み込まず、当該技術周辺を自社の特許で押さえ、周辺機器などで利益確保を実現する例である。このような方法であれば、技術を他社にライセンスせず、独占することが可能であり、ロイヤリティ率の自由度も高い。DVD産業におけるレーザーピックアップ部の非球面レンズ製造におけるコニカミノルタオプト社、DVR-R感光の三菱化学などが、その典型的例である。最近では、標準化部分の知的財産は放棄し、その市場を広げることにより、実際にそれが利用される市場におけるシステム製品で利益を回収する動きも見られる。第2章で取り上げられた二次元バーコードの一つであるQRコード（デンソーウェーブ社）や、暗号技術として第三代携帯電話のW-CDMAにもその技術が採用されているMISTY（三菱電機）などがこれにあたる。どちらの技術もそれぞれの社が特許を有しているが、標準化にあたり特許の無償使用を許諾している。しかし、両者とも、独自のエンコーダ・デコーダ技術を保有しており、これにより他社製品との差別化を図り、利益を拡大している。

2.標準化によるコストダウンの知財獲得への活用

標準化で非競争領域を設定し研究開発資源の集中投資することでコストダウンを実現することも戦略の一つであろう。このような非競争領域の設定によるコストダウン・イノベ

ーション促進効果は、英国 DTI が取りまとめた “The empirical economics of standards”⁶⁹においても、標準化の効用の一つとして記されている。例えば光コネクタの標準化においてこれを主導した NTT の目的は光コネクタの安価な調達であったが、この標準化に積極的に参加した交換機メーカーの目的は間違いなくコネクタ部分の非競争化による研究領域の限定であった。

いずれにせよ、標準化と知的財産の関係で最も重要なことは、自社の得意技術をブラックボックス化し、標準化しない領域として確保することである。仲間を集め市場を拡大するために、知財の開放は有効な手段である。しかし、標準化活動における先行者利益に期待できない現在、製品に差別化のための知財を残すことも事業上必須である。開放する知財とクローズして する知財のバランスを取ることが、標準化戦略で最も重要な部分となってきた。

そのノウハウの一つが、インタフェース標準化である。製品の仕様標準を策定する際に、詳細な内部まで標準化するのではなく、市場拡大に有効なインタフェース部分のみを標準化する手法である。300mm ウェハの標準化でキャリアメーカーが中心になって行ったのは、キャリアの搬送に必要な外部形状（他の機器とのインタフェース部分）の標準化だけであった。メモ리카ードや QR コードなども、インタフェース標準といえるし、光コネクタは NTT や交換機メーカーにとっては、やはりインタフェースの標準化に位置づけられる。IBM-PC における Compaq や自転車におけるシマノのように、仕様標準の外延をインタフェース標準として活用する事例も見られる。

3. 知財戦略と標準化戦略の一体化

そして、この戦略を確実に実施するために、社としての、そして社の経営 の強いリーダーシップが求められている。多くの場合、標準化は収益構造を変化させるので、強いリーダーシップで自ら標準化を進めるということが、自らの事業に有利な標準化を進める上で重要になってきている。仲間集めが重要なフォーラム標準はもとより、デジュール標準においても強いリーダーシップが標準化の自由度確保につながっている。さらに、誰かが標準化を始める前に、できるだけ早く標準化に着手して主導することによって、規格化してしまうということが必要である。

標準化も、知的財産の保護も、最終的にはイノベーションを進化させ、経済社会の持続的発展を成し遂げるためのツールとして整備されている制度である。このため、両者のバランスを最適な状態に保ちつつ、両者が相互に影響しあうことで、これまで以上に活発なイノベーションを生み出すことが期待できる。

このように、標準化戦略と知財戦略は密接に連携してはじめて価値のある効果を生み出すことが可能となる。さらに、この戦略を効果的に実施していくため、市場の動向をにら

⁶⁹ Swann 2000

みつつ、市場創設期、市場拡大期、市場成熟期のそれぞれに適した標準化を行い、市場の拡大と利益の回収を図っていくことが必要である。そのためには、自社の持つどの技術を標準化し、どの技術をブラックボックス化するのか、その判断を全社的に行える強い経営リーダーシップが求められている。

第7節 規格の著作権の考え方

1. JIS 規格に係る著作権の考え方

(1) 基本的な考え方

- ① 著作権は、著作者に特有な自然発生的な権利であり、工業所有権（特許、商標、意匠、実用新案）が登録を要件として権利を発生させるものとは異なる権利（無方式主義）である。
- ② JIS 規格は、思想又は感情を創作的に表現したものであって、学術の範囲に属するものを言語等によって表現したものであることから、著作権法における著作物に該当し、JIS 規格に係る著作権は存在すると解される。

これについて日本工業標準調査会においては、2002年（平成14年）3月に「日本工業規格等に関する著作権の取扱方針について」によって、JIS 規格に係る著作権があることを明確にしている。

(2) 著作権法第13条第2項との関係

著作権法第13条第2項では、国等が発する告示、令、通達その他これらに類するものは権利の目的とならない著作物であることが規定されている。

JIS 規格は、JIS 法第16条及びJIS 法施行規則第3条により、制定・改正等された場合、その規格の名称及び番号のみを官報で公示することとされている。

著作権法第13条第2項でいう告示とは、立法行為、法行為、行政行為として権限のある者が作成し、その内容を公表することによって国民に知らしめ、また国民が自由に知るべきものであると性格づけることをいうものである。これに対して、JIS 規格の官報への公示は規格の名称及び番号のみで、内容についてまで掲載されているわけではない。

このため、JIS 法第16条及びJIS 法施行規則第3条による公示をもって、JIS 規格を著作権法第13条第2項でいう「告示に類するもの」と位置付け、権利の目的とならない著作物であるということは言い過ぎと考えられる。

また、JIS 規格の原文は、原案作成者や利害関係人などの民間団体において作成されているものである。著作権法第13条第2項の対象となるのは、官公庁自身が創作し国民に知らしめることが目的であるような場合に限定されるものであり、JIS 規格のように利害関係者が原案を作成して申し出たり、原案を委託によって作成した者がいる場合には、著作権法第13条第2項を適用するのは不相当であると考えられる。

(3) JIS 規格の著作権の属

JIS 規格の著作権は、大きく分けると、①国（主務大臣）に属する場合と、②民間団体

に属する場合とがある。

① 国に著作権が属する場合

これには、国の職員が自ら JIS 原案を作成した場合、及び国が JIS 規格の原案作成を民間団体に委託した場合がある。国が JIS 規格の原案作成を委託する場合、委託契約書によって JIS 規格の著作権を国に無償で譲渡することを明確に約している。この場合に、国に著作権が属することとなる。

なお、2007 年（平成 19 年）8 月に施行された産業技術力強化法の改正により、著作権バイドール規定が改正され、委託事業における著作権についても、委託者から国に著作権の譲渡を求めないことが規定されるようになった。今後は、国からの委託事業によって作成された JIS 規格原案の著作権であっても、国ではなく、原案を作成した民間団体に属することになるであろう。

④ 民間団体に著作権が属する場合

民間団体が JIS 規格原案を作成し、JIS 法第 12 条に基づき申し出た JIS 規格については、当該民間団体にその著作権が属することとなる。これは 2002 年（平成 14 年）3 月にまとめられた「日本工業規格等に関する著作権の取扱方針について」によって明確にされている。

（4）JIS 原案の作成におけるインセンティブの付与

個別の産業界に直結する技術に係る JIS 規格の制定等については、産業界自身が市場の状況や標準化ニーズの把握にも詳しく、適時適切な JIS 原案作成を行うことが期待できる。

一方、強制法規関連の JIS 規格、消費者保護・高齢化対応・環境保護等の分野においては、民間団体が JIS 規格原案を作成することが難しいものであり、原案作成に当たっては国が主導的な役割を担うことが望ましいとされている。

しかし、国（主務大臣）が自ら原案作成を行うことは、現在では難しく、これらの分野においても関連する技術力を持った適切な民間団体が存在する場合、当該民間団体に委託することによってこれらの JIS 原案を作成することが望ましいと考えられる。

我が国では、現在、JIS 規格原案のほとんどは民間団体において作成されている。しかしながら、我が国では、規格原案作成を専業として行っている民間団体はなく、規格作成・普及だけで独立に採算をたてられる状況にはほとんどないものと考えられる。

今後、JIS 原案作成における民間団体の役割をさらに強化し、標準化活動の全般を活性化することが必要であるが、そのためには民間団体において JIS 原案を作成した場合のインセンティブを高める方策を探ることが必要である。

このため、民間団体が原案を作成した JIS 規格を始めとして、その著作権の所在を明確にすることで JIS 規格の不正使用（複製）への防止効果が期待されるものである。

(5) 民間団体からの JIS 規格原案の申し出

JIS 法第 12 条の規定に基づき、民間団体を始めとする利害関係人は、原案を具して工業標準を制定・改正すべきことを主務大臣に申し出ることができる。

この際、申し出のあった JIS 規格原案の著作権の扱いについては、申し出のあった民間団体に属したままとすることができることとなっている。申し出を行った民間団体は、JIS 規格原案の著作権の取扱いについて、「日本工業規格原案／同規格に係る著作権の扱いに関する確認書」によって意思表示を明確に行うこととなる。

この確認書によって、申し出た民間団体は、以下の点について確認することとなる。

① JIS 規格原案の公表及び公 送信を認める。

申し出を行った民間団体は、日本工業標準調査会における調査審議、WTO/TBT 協定に基づく意見受付広告、官報公示及び電子 覧に伴う JIS 原案／同規格の公表及び公 送信を認める。

② JIS 原案の修正・追加等を認める。

申し出を行った民間団体は、日本工業標準調査会における調査審議の結果、調査会が JIS 原案に対して修正・追加などの翻案（創造的なものを含む）を行うことを認める。

③ JIS 規格の出版及び公 送信する。

申し出を行った民間団体は、申し出のあった JIS 原案が JIS 規格として制定又は改正された場合、当該 JIS 規格を適切に普及しなければならない。このため、適当な第三者と契約等を行なうことによって、合理的な理由のない限り無差別に、かつ、適正な価格にて、当該 JIS 規格を出版及び公 送信する。

④ 作成された JIS 規格を改正のため国又は第三者が使用すること。

申し出を行った民間団体は、申し出のあった JIS 原案が JIS 規格として制定又は改正された後において、国（主務大臣）又は他の第三者が、当該 JIS 規格の改正案の申し出を行うこと、及び当該改正原案に当該 JIS 規格の全部又は一部を使用することを認める。また、当該改正原案が改正に至るまでに、当該 JIS 規格の改正により新たに発生する権利（二次的著作権）を取得する国（主務大臣）又は他の第三者との間で著作権の必要な調整を行う。また、申し出を行った民間団体は、申し出される JIS 原案が他の JIS 規格の全部又は一部を使用している場合、申し出に先立って、他の JIS 規格の著作権者と必要な調整を行う。

⑤ 作成された JIS 規格を国又は第三者が国際提案すること。

申し出を行った民間団体は、申し出のあった JIS 原案が JIS 規格として制定又は改正された後において、国（主務大臣）又は他の第三者が行う、当該 JIS 規格の全部又は一部を利用した国際提案を認める。なお、当該 JIS 規格を基礎とした国際規格原案を国際標準化機関（ISO/IEC）に提案した場合、新作業項目提案（NWIP）として正式登録された段階以後、国際規格原案の著作権は ISO/IEC が保有することになる。この場合、JIS 規格の国際提案（ISO/IEC の TC/SC への国際規格制定等のための新作業項目提案等）については、

申し出を行った民間団体が、国内審議委員会等におけるコンセンサスの形成を確保しつつ、自ら実施することが原則である。

⑥ JIS 規格を法令・技術基準・調達基準等に国などが使用すること。

申し出を行った民間団体は、当該 JIS 規格が法規類又はこれらに基づく技術基準、若しくは調達基準その他これらに類するものに使用されることを認める。更には、適正な普及のため特に必要とされる場合、当該 JIS 規格が技術内容を解説する図書に使用されることを認める。

⑦ JIS 規格の技術内容の一部を社内規格等の一部として使用すること。

申し出を行った民間団体は、当該 JIS 規格が適正に普及活用されるよう、その利用者が当該 JIS 規格の技術内容の一部を当該利用者の社内規格等の一部として使用することを認める。

JIS 規格としての維持管理。

申し出を行った民間団体は、申し出のあった JIS 原案が JIS 規格として制定又は改正された後において、市場動向等を踏まえつつ、当該 JIS 規格が最適な技術的内容を維持するよう、当該 JIS 規格の改正提案を行う等適正な維持管理を行う。

申し出を行った民間団体は、申し出た JIS 規格原案の著作権を保有することを希望する場合は、確認書によって以上の点について全て同意する必要がある。

2.国際規格（ISO/IEC）に係る著作権の考え方

国際標準化機関（ISO/IEC）は主としてその会員団体の分担金、及びその出版物の販売による収益から調達される。さらに、多くの会員団体は、国際的な標準化及び ISO/IEC への分担金の資金を ISO/IEC 出版物の販売、ISO/IEC 規格の国内採用などによる出版物などの付加価値製品及びサービスから調達している。このため、ISO/IEC はその著作物について以下の方針としている。

（1）ISO/IEC の著作権取扱方針

ISO/IEC では、全ての規格原案及び国際規格の著作権は、ISO 又は IEC に 属することが ISO/IEC 専門業務用指針第 1 部 2.13 項に明確に規定されている。

ISO/IEC の著作権に関する取扱方針は次のとおりである。

- ① ISO/IEC の出版物の著作権は、ISO、IEC が保有している。
- ② 著作権が個別の承認なく無償での利用が許諾されているのは、次の 2 つの場合のみである。

- i) 各国で ISO/IEC 規格作成のために利用する場合。
- ii) 会員団体が ISO/IEC 規格を採択して、その国家規格を作成する場合。

なお、この許諾は、会員団体は無償で利用可能であることを認めるものであるが、著作権が会員団体に移管されるわけではない。

- ③ 第三者が（基準等に引用するため）引用・複製等することは承認が必要であり、原則、ロイヤリティ支払い等も必要となる。

ISO/IEC はそれぞれのホームページで、それらの全ての出版物について著作権があること、利用には書面による承認が必要であることを公表している。

(2) ISO/IEC 規格の販売とロイヤリティの扱い

ISO/IEC 規格の販売において、会員団体は各国内での販売権があり、決められたロイヤリティを支払うこととなっている。なお、ISO/IEC 中央事務局による直接販売、特別に ISO/IEC が契約した機関による販売も可能としている。

各国会員団体は、別途、販売機関を指定できる。

日本工業標準調査会は、ISO/IEC とそれぞれ販売目的のための文書の利用に係るライセンス合意を締結しており、これによって日本規格協会を販売機関として指定している。

(3) 内部利用のための透かし入り IEC 電子出版物のライセンス合意

IEC では、各国会員団体のための透かし入り IEC 電子出版物を提供しており、このためのライセンス合意を日本工業標準調査会と締結している。

日本国内においては、国内審議委員会の内部利用のために審議団体にも提供している。